

争議行為の予告について

栄和清運株式会社代表取締役花形匡晃から争議行為を行う旨の通知が令和4年3月8日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和4年3月18日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

全日本運輸産業労働組合東京都連合会運輸労連栄和労働組合の争議行為に対抗する件

二 日時

令和4年3月24日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

栄和清運株式会社 杉並区堀ノ内二丁目11番32号

四 種類

部分閉鎖又は、全面閉鎖（以上原文のまま掲載）